また、地域における障害者の職業能力開発の拠点づくりを進めるため、都道府県立職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした公共職業訓練の実施を推進するとともに、平成十九年度から実施している発達障害者を対象とした公共職業訓練を推進する。

さらに、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した機動的な公共職業訓練を実施するため、民間教育訓練機関、特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十四条に規定する子会社をいう。）、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人等の委託先を開拓して行う委託訓練を引き続き推進する。また、都道府県及び政令指定都市において、福祉施設や特別支援学校等関係機関との連携体制を確立することにより、障害者の職業能力の開発及び向上の一層の推進を図ることとする。

(3)　効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科の見直しを行うこととする。また、公共職業訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図ることとするほか、当該訓練の受講者に対し、職業紹介機関等との連携強化の下、当該訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図ることとする。

また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道府県障害福祉計画（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策との密接な連携を図ることとする。

第四部　公共職業訓練の実施に当たって公共職業能力開発施設が行うべき事項等

一　関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たって、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との調整を行うこととする。

二　受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、キャリア・コンサルティング等、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、労働者のキャリア形成を支援する能力開発支援アドバイザー及び個々の求職者の能力及び適性に即した実践的な訓練コースのコーディネイト等を行い円滑な委託訓練の実施を支援する事業主委託訓練円滑化アドバイザーを活用することにより、受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施することとする。

三　公共職業訓練の委託先への就職指導等の実施

公共職業能力開発施設は、委託訓練の実施に当たって、巡回就職支援指導員を活用し、委託先への就職支援の指導、情報提供等を実施することにより、当該訓練の就職率の向上を図ることとする。

○農林水産省告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町向原字浅間山三三八五の一〇、三三八五の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県南足柄市矢倉沢字和田山二七二九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

磯道川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県肝属郡肝付町南方

字磯道　一〇五一番一一

字銭貫　一八八九番八九から一八八九番九四まで

字瀧ノ山　一九〇二番一五

字下大久保　一九二七番八

一九三四番八

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第二百五十七号で指定した第十三号に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県肝属郡肝付町南方

字銭貫　一八八九番五　一号

字瀧ノ山　一九〇二番三地先河川敷　二号

字下大久保　一九二七番六　三号

一九二七番八　四号から六号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

和光園小川2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十年国土交通省告示第七百三十三号で指定した第十六号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県奄美市名瀬大字有屋

字奥万上　一七〇九番　一号

一七〇八番一　二号

字船蔵　一四〇八番一　三号及び四号

一三九九番乙　五号

一三九八番一　六号及び七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二反田川支流1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県指宿市東方

字田原迫　一五五一番二地先道路敷　一号

字迫村上　一五一五番一　二号から四号まで

字嶽ノ田　一八二八番二　五号

字前田ノ畑　一八〇五番一　六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田代中第二谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路の内その接している区間の水路敷及び道路敷

鹿児島県阿久根市鶴川内

字中野　七一六六番三

七一六七番

七一六七番一から七一六七番四まで

七一六七番一二及び七一六七番一三

七一六七番一五

七一六七番一七及び七一六七番一八

七一六七番二三及び七一六七番二四

七一六七番二六

七一七七番一

七一七七番二三から七一七七番二五まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線、標柱十六号と十七号を水路の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十七号から二十三号までを順次結んだ線、標柱二十三号と二十四号を水路の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二十四号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を高松川の右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県阿久根市鶴川内

字中野　七一七三番一地先河川敷　一号

七一七三番一　二号

七一七一番一　三号

七一七〇番一　四号から六号まで

七一六八番一　七号

七一六八番二　八号

七一六八番三　九号

七一六七番二五　十号から十三号まで

七一六六番一　十四号から十七号まで